

保育現場の子ども虐待ケース対応に関する一考察

—A市保育施設の質問調査を中心に—

今井 大二郎

A Study of Responding to Child Abuse Cases Found by the Nursery Facilities — Focusing on a Result of the Questionnaire Survey to a Nursery School in ○○ city —

Daijiro IMAI

論文要旨

本研究は、A市内全ての保育施設に子ども虐待の防止や予防に向けた日頃の取り組み及び子ども虐待発見時の統一した対応の有無について調査し、施設による取り組みの差異について検討した。その結果複数の項目で回答の差異が見られた。

次に子ども虐待発見時に園内の統一した対応があるか聞いたところ、「ある」と回答した園は20園(54%)あり、「ある」と回答した園に、その具体的な方法について自由記述を求めた。その結果「園長・主任等への報告相談」「市や児童相談所への通告・相談」「全職員への周知・共有・見守り体制の確立」「記録」の順で回答が得られ、組織的対応及び関係機関と連携した支援を中心とした実践結果が得られた。

一方で、保育現場の子ども虐待に関する先行研究において有用とされるアセスメントシートや、個別支援計画書を活用した保育ソーシャルワークに関する回答はなかった。以上の結果から、子ども虐待の防止や予防に向けた保育現場の標準的な対応を図る上で、アセスメントシートや個別支援計画書を活用した保育ソーシャルワークに対する認識を深めるための手立てを検討する必要性があることが示唆された。

キーワード：子ども虐待対応、保育現場、保育ソーシャルワーク

1. はじめに

2019（令和元）年8月の厚生労働省報道発表資料¹⁾によると、2018（平成30）年度に全国の児童相談所に寄せられた子ども虐待に関する相談件数は、159,850件（速報値）と過去最高値を記録した。この数値は、平成2年度に調査を開始して以来一貫して増加の一途をたどっている。また、「平成29年度福祉行政報告例」（厚生労働省）²⁾によると、虐待被害を受ける子どもの年齢は、「3～6歳」が34,050件（同25.5%）、「0～2歳」が27,046件（同20.2%）で、

0歳から学齢前までの児童が45.7%と高い割合を占め、近年この傾向が続いている。

こうした背景から、被害者となる割合が最も多い0歳から学齢前までの児童やその保護者が利用する保育現場には、子ども虐待の防止や予防に向けて極めて重要な社会的役割が求められている。

一方で保育現場から児童相談所や市町村に寄せられる子ども虐待に関する相談・通告件数は頻繁に行われているとは言えない。例えば灰谷（2016）によると、「平成26年度に児童相談所

に寄せられた被害児が0歳から学齢前児童に限定した相談件数は、全体で38,665件あった。そのうち保育現場から寄せられた相談件数は1,165件と、過去5年間を遡っても全体の3～4%にすぎなかった。また、市区町村への相談件数についても、「0歳～学齢前児童に限定した相談件数全体で43,526件のうち、保育現場からの相談件数は7,288件であり、過去5年間を遡っても全体の16～19%に留まっている」³⁾という。こうした状況には、どのような背景があるかを明らかにしていく必要がある。

他方、周知の通り保育現場といっても学齢前までの児童を対象とした保育施設は、保育ニーズの多様化に伴いその形態や種別も多様化している。代表的なものとしては、認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、その他各自治体における認可外保育施設等々といった様々な施設がある。

ただ、どの保育現場においても「保育所保育指針第6章2-(6)」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-6(1)ク」に示されているように、子ども虐待の防止や予防に向けて保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携するなど適切な対応を図ることが求められている⁴⁾。そして、関係機関と適切な連携を図るためには、保育現場としての園内での組織的な取り組みも欠かせない。言い換えると、どの保育現場であっても児童やその家庭の最善の利益を追求する上で、子ども虐待の予防や防止に向けた一定の標準的な支援が提供されなければならない、保育現場としての子どもの虐待の防止や予防に向けた対策が確立されていることが求められる。ただ、保育施設ごとの子どもの虐待ケースへの対応について、どの程度認識や対応の差異があるかについてこれまであまり明らかにされていない。

そこで本研究は、ある一つの自治体(A市)に着目して、A市のHPに掲載されている全ての保育施設の子どもの虐待ケースへの対応状況と、子ども虐待の防止や予防に向けた日頃の取

り組みについてアンケート調査を実施してその実態を明らかにする。

子ども虐待ケースへの対応状況については、まず保育施設毎の対応件数を明らかにする。次に子ども虐待の防止や予防に向けた施設毎の取り組み状況及び、初期対応において、園で統一した対応方法や決まり事について具体的にどのような取り組みがされているかを明らかにする。その上で、保育施設毎の子どもの虐待ケースへの取り組みに関する共通点や相違点について整理し、その結果から保育現場における一定の質を保つための実際の課題について考察することを目的とする。

2. 方法

1) 調査概要

A市ホームページの子育て関連ページに掲載されている保育施設に下記の要領でアンケート調査を実施した。

調査期間：平成31年1月～平成31年3月

調査方法：郵送によるアンケート調査

送付先：A市HPの子育て関連ページに掲載されている保育施設89園 {認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業)、認可外保育施設、幼稚園}

回答者：園長(施設長)、子ども虐待ケース対応担当者

<アンケート項目>

- ①平成29、30年度に園から児童相談所や市に通報して対応した子ども虐待ケース数
- ②平成29、30年度に園に在籍する児童について、(近隣等から)通報があったケース数
- ③日頃、A市が作成した虐待リスクチェックリストや管轄の児童相談所等が作成した子ども虐待に関するチェックリストの活用状況について
- ④子ども虐待発見や対応に関する研修参加や学

習会の開催状況について

⑤保育施設内での記録用紙の整備

⑥子ども虐待を疑う場面での初期対応について、園内で統一している対応方法や決まり事の有無

アンケート項目③は、4件法（1. 日頃からよく活用している、2. 何かあれば活用している、3. 保管しているがほとんど活用してない、4. 存在すら知らず園にあるか分からない）で回答を求めた。次にアンケート項目④と⑤は、4件法（1. よく行っている、2. ある程度行っている、3. ありしていない、4. 全くしていない）で回答を求めた。アンケート項目⑥は、子ども虐待を疑う場面の初期対応について、園として統一している対応方法や決まり事があるかについて聞き、「ある」と回答した場合には、その具体的な方法について自由記述で回答を求めた。

2) 倫理的配慮

アンケート調査の実施前に、A市子育て支援担当課（仮名）に本研究調査の実施目的と概要に関する説明を行い調査協力を得た。また、A市の子育て支援担当者からA市の子育て支援施策や子ども虐待対応の現状等の説明を受けた。

次に郵送した保育施設すべてにアンケートに関する説明文書を同封した。説明文書には、調査は保育施設との合意の下で行われ、調査内容や方法について質問することができ、いつでも参加を取りやめることができる旨、本アンケート調査に関する問い合わせ先となる所属先の連絡先を記した。さらに研究発表について、筆者の所属学会を明記した上で、次年度以降の学会論文や大会発表、及び筆者の勤務先となる短大の紀要に投稿・発表を予定している旨を記した。

回答内容については、調査以外の目的では使用しないこと、加えて加工を施し、個人や園の特定化を防ぐことを記し、アンケート用紙の返信をもって本研究調査に対する協力の承諾を得るとした。その他日本社会福祉学会の「研究倫理指針」を遵守した。

3) 分析方法

アンケートの集計結果はクロス集計を行なった。またアンケート⑥については、「ある」と回答した園に、その具体的な方法について自由記述で回答を求め、その結果を保育施設毎に分類した。次に回答の得られた自由記述については、同様の意味合いのキーワード毎にカテゴリーに分類して出現する回数をカウントした。また、一園で同じキーワードが複数回あった場合は1カウントとした。

3. 結果

1) アンケート用紙の回収率

A市のホームページに掲載されている保育・教育施設89園にアンケート用紙を配布した。そのうち回収した園は37園で、回収率は41.6%（認可保育所19園（38.8%）、幼稚園6園（40%）、小規模保育事業6園（50%）、認可外保育施設3園（30%）、認定こども園1園（50%）、家庭的保育事業1園（100%））であった。また、施設種別不明のものが1園あった。

2) 平成29、30年度に園から児童相談所や市に通報して対応した子ども虐待ケース数

まず子ども虐待ケースへの各園での対応状況について、平成29、30年度の2年間において、園から児童相談所や市に通報したケース数について回答を求めた（児童相談所からの意見書付き入所のケースも含む）。その結果、平成29年度で、回答のあった全保育施設37園のうち「あった」と回答した園は8園（21.6%）で、種別の内訳を見ると認可保育所7園（87.5%）、小規模保育事業1園（12.5%）で件数の合計は13件であった。

また平成30年度では、「あった」と回答した園は、8園（21.6%）で、種別の内訳を見ると認可保育所が6園（75%）、小規模保育事業が1園（12.5%）、認定こども園が1園（12.5%）で認可保育所の割合が圧倒的に多かった。そして件数は、「あった」と回答した園は、平成29、

30年度とも8園(21.6%)であったが、平成30年度は19件で29年度に比べ6件増加していた(Figure 1参照)。

3) 平成29、30年度に園に在籍する児童について、(近隣等から)通報があったケース数

平成29、30年度に園に在籍する児童について、(近隣等から)通報があったケース数は、平成29年度に認可保育所で3園(3件)、幼稚園で3園(6件)、認可外保育施設で1園(1件)の計7園(計10件)であった。平成30年度は、認可保育所4園(4件)、幼稚園3園(6件)、

認可外保育施設1園(2件)の計9園(13件)であった(Figure 2参照)。

4) 日頃、A市が作成した虐待チェックリストや管轄の児童相談所等が作成した子ども虐待に関するチェックリストの活用状況について

日頃の各園の子ども虐待の防止や予防に向けた具体的な取り組みの一つとして、A市が作成した虐待リスクチェックリストや管轄の児童相談所等が作成した子ども虐待に関するチェックリストの活用状況について、4件法(1.日頃か

Figure 1 平成29、30年度において、園から児童相談所や市に通報して対応した子ども虐待ケース数

	認可 保育所 19園	幼稚園 6園	小規模 保育事業 6園	認可外 保育施設 3園	認定 こども園 1園	家庭的 保育事業 1園	不明 1園	合計 37園
平成29年度 あった	7 (計12件)	0	1 (計1件)	0	0	0	0	8園 (21.6%) (計13件)
平成29年度 なかった	12	6	5	3	1	1	1	29園 (78.3%)
平成30年度 あった	6 (計17件)	0	1 (計1件)	0	1 (計1件)	0	0	8園 (21.6%) (計19件)
平成30年度 なかった	13	6	5	3	0	1	1	29園 (78.3%)

Figure 2 平成29、30年度に園に在籍する児童について、(近隣等から)通報があったケース数

	認可 保育所 19園	幼稚園 6園	小規模 保育事業 6園	認可外 保育施設 3園	認定 こども園 1園	家庭的 保育事業 1園	不明 1園	合計 37園
平成29年度 あった	3 (3件)	3 (6件)	0	1 (1件)	0	0	0	7園 (18.9%) (10件)
平成29年度 なかった	16	3	6	2	1	1	1	30園 (81%)
平成30年度 あった	4 (4件)	3 (6件)	0	1 (2件)	0	0	1 (1件)	9園 (24.3%) (13件)
平成30年度 なかった	15	3	6	2	1	1	0	28園 (75.6%)

らよく活用している、2. 何かあれば活用している、3. 保管しているがほとんど活用していない、4. 存在すら知らず園にあるか分からない) で回答を求めた (Figure 3 参照)。

その結果、回答した 37 園の中、「日頃からよく活用している」、「何かあれば活用している」と回答した園は、22 園でおおよそ 6 割の園がチェックリストを比較的活用している結果となった。一方で、「保管しているがほとんど活用していない」、「存在すら知らず園にあるか分からない」と回答した園は合計で 15 園 (40.5%) あった。

5) 子ども虐待発見や対応に関する研修参加や学習会の開催状況

次に各園の子ども虐待発見や対応に関する研修参加や学習会の開催状況について 4 件法 (1. よく行っている、2. ある程度行っている、3. あまりしていない、4. 全くしていない) で聞いた。その結果、「よく行っている」、「ある程度行っている」と回答した園は、24 園 (64.8%) であった。次に「あまりしていない」(16.2%)、「全くしていない」(16.2%) と回答した園も 12 園 (32.4%) あった。そして、幼稚園では、5 園 (83.3%) の園が「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した (Figure 4 参照)。

Figure 3 子ども虐待に関するチェックリストの活用状況

	認可 保育所 19 園	幼稚園 6 園	小規模 保育事業 6 園	認可外 保育施設 3 園	認定 こども園 1 園	家庭的 保育事業 1 園	不明 1 園	合計 37 園
日頃からよく活用している	0	0	1	0	0	0	0	1 園 (2.7%)
何かあれば活用している	14	3	2	2	0	0	0	21 園 (56.7%)
保管しているがほとんど活用していない	3	1	2	1	1	0	0	8 園 (21.6%)
存在すら知らず園にあるか分からない	2	2	1	0	0	1	1	7 園 (18.9%)

Figure 4 子ども虐待発見や対応に関する研修参加や学習会の開催状況

	認可 保育所 19 園	幼稚園 6 園	小規模 保育事業 6 園	認可外 保育施設 3 園	認定 こども園 1 園	家庭的 保育事業 1 園	不明 1 園	合計 37 園
よく行っている	1	0	1	1	0	0	0	3 園 (8.1%)
ある程度行っている	16	1	2	2	0	0	0	21 園 (56.7%)
あまりしていない	1	2	1	0	1	0	1	6 園 (16.2%)
全くしていない	1	3	1	0	0	1	0	6 園 (16.2%)
無回答	0	0	1	0	0	0	0	1 園 (2.7%)

6) 保育施設内での記録用紙の整備

次に園内の子ども虐待に関する記録用紙の整備状況について、4件法（1. よく行っている、2. ある程度行っている、3. あまりしていない、4. 全くしていない）で回答を求めた。その結果、「よく行っている」9園（24.3%）、「ある程度行っている」14園（37.8%）とおおよそ6割の園で子ども虐待に関する記録用紙が整備されていた。一方で「子ども虐待に関する研修や学習会の開催」の項目同様に、幼稚園では、5園（83.3%）が「あまりしていない」、「全くしていない」と回答していた。

加えて幼稚園を含めた12園（32.4%）が「あまりしていない」、「全くしていない」という回答であった（Figure 5 参照）。

7) 子ども虐待を疑う場面での初期対応について、園内で統一している対応方法や決まり事の有無について

最後に子ども虐待を疑う場面での初期対応について、園内で統一した対応方法や決まり事の有無について聞いた。加えて「ある」と回答した園には、その具体的な方法について自由記述で回答を求めた。その結果、「統一している対応方法や決まり事がある」と回答した園は、20園（54%）であった。他方、「特に決めていない」と回答した園は16園（43.2%）あった。この項目においても、幼稚園の回答結果は、「特に決めていない」が5園（83.3%）であった（Figure 6 参照）。

次に、「ある」と回答した園に、その具体的

Figure 5 保育施設内での記録用紙の整備状況

	認可 保育所 19園	幼稚園 6園	小規模 保育事業 6園	認可外 保育施設 3園	認定 こども園 1園	家庭的 保育事業 1園	不明 1園	合計 37園
よく行っている	5	0	3	0	0	0	1	9園 (24.3%)
ある程度行っている	11	0	1	2	0	0		14園 (37.8%)
あまりしていない	2	2	0	0	1	0		5園 (13.5%)
全くしていない	1	3	1	1	0	1		7園 (18.9%)
無回答		1	1	0	0	0		2園 (5.4%)

Figure 6 子ども虐待を疑う場面での初期対応について、園内で統一している対応方法や決まり事の有無

	認可 保育所 19園	幼稚園 6園	小規模 保育事業 6園	認可外 保育施設 3園	認定 こども園 1園	家庭的 保育事業 1園	不明 1園	合計 37園
統一している対応方法や 決まり事がある	12	1	4	2	0	0	1	20園 (54%)
特に決めていない	7	5	1	1	1	1	0	16園 (43.2%)
無回答	0	0	1	0	0	0	0	1園 (2.7%)

な方法について自由記述で回答を求め、その結果を保育施設毎に分類した (Figure 7 参照)。さらにその自由記述から記述されているキー

ワードを抽出し、同様の意味合いに整理するためにカテゴリーに分類して出現する回数をカウントした。また、一園で同じキーワードが複数

Figure 7 初期対応での園内で統一した対応や決まりごとの具体的な対応方法に関する自由記述

統一した対応方法や決まり事の具体的な対応方法自由記述
<p><認可保育所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の₃₎ 視診で傷等がないか確認し、“その場”でまずは₄₎ 保護者に話を聞くこと (後からだど怒り出したり、“園で怪我したもの”となってしまうので、必ず視診をしっかり行うようにしていた。 ・虐待を疑う場面発見者→₇₎ 園長・主任に報告→₉₎ 全職員に保護者の様子、子どもチェックし様子を見守り報告等情報を集める (場合によっては₃₎ 写真を撮る、₅₎ 言動、行動のチェック記録) →₁₎ 市の相談窓口、児相に相談 ・子どもの様子・言動を₃₎ 観察、必要に応じて₅₎ 記録する。あざ、傷等ある場合は、₃₎ 写真撮影する。₇₎ 法人本部と相談し、₁₎ 必要機関に連絡する。 ・①保育士が傷、痣等に気づいたら直ぐに₇₎ 園長・主任に報告する。②子どもが必要以上に家庭での様子を話してくるときは、₇₎ 子どもの話を聞く。③傷、痣等がある場合は₃₎ 写真を撮る (子どもへの配慮が必要)。④₁₎ 市の子ども家庭相談担当に連絡をとり対応を相談する。 ・1) 保育者から₇₎ 園長・主任へ報告し、その日もしくは翌日に₉₎ 職員へ周知する。2) 早番や遅番の職員も含めて見守る (送迎の様子も)。3) ₉₎ ケース会議等に検討。₁₎ 市への報告・通報・引き継ぎの見守り等へつなげる。 ・疑いがあると感じた時は、₅₎ 記録をとったり、痣等あったら₃₎ 写真を撮ります。₉₎ 全職員で共有します。₇₎ 管理者ともよく話し合い、その家庭の状況も踏まえて対応を考えます。また、₁₎ 市の専門機関に必要なならば相談します。 ・体に痣がある時は₃₎ 写真を撮る。₄₎ 保護者にもどうして痣ができたのか聞く→₇₎ 園長 ・₉₎ 園全体で共有すること (担任等のみで抱えないこと)。傷等の外傷があれば、₃₎ 写真を撮る等₅₎ 記録に残す。 ・子ども様子、保護者の様子などを₇₎ 担任から報告を受ける。₃₎ 日常的に保護者と声掛けをし、話しやすい関係を築いておくこと。何か保護者の様子が変わった時等聞きやすくなる。こちらが園児に対しても保護者に対しても寄り添う姿勢を持っていることで相談されやすい状態をつくっておくことが虐待を防げることもあるかもしれません。 ・①変だな?と思ったら₅₎ 虐待防止早期発見記録簿に子どもの様子、保護者の様子を記録する (痣などあった場合は写真を撮る)。②₇₎ 園長、主任、副主任に相談、報告を行う。₉₎ 全職員へ情報を共有する。③₃₎ 様子を見てよく観察する。₄₎ 出来るだけ早い段階で保護者の方と話をする機会を設ける (サポート等も含めて)。④₁₎ A市はよく課へ連絡し情報共有を行う。対応等を話し合いそれに従って対応をとる。⑤児童相談所への通告を行う。 ・₉₎ 複数での確認、₃₎ 写真を撮る、₄₎ 保護者に確認する (疑われる時は通報しなくてはいけないことも含む)、₇₎ 責任者との共有。₅₎ 記録する。₁₎ 市の相談窓口に連絡する。₇₎ 担任、関わられる保育士で共有。その後も₃₎ 様子を見て₅₎ 記録。 <p><幼稚園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・₁₎ 市の担当部署に通報して、専門家に対応を任せている。 <p><小規模保育事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・₇₎ 園長に報告→₉₎ 職員会議で共有し園児の様子・保護者の様子を観察していく。 ・子ども・保護者に関して気になる点、配慮が必要な点については毎月の職員会議にて ₉₎ ケース検討を行う。必要に応じて担当保育士又は園長がオ) 面談 (面談という形を好まない保護者に対しては、雑談的な会話の時間をもつ)。状況によっては₁₎ 市の相談窓口、児相への相談を行う。 ・A市の₃₎ チェックリスト活用 (₇₎ 発見者→主任→施設長→代表)。₅₎ 記録する、₄₎ 保護者へ確認。その後も₃₎ 身体チェックし、頻繁にあるようならば₃₎ 面談や相談。事例なし。 <p><私設 (認可外) 保育施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・₇₎ 院長や室長へ報告する。 ・₁₎ 市へ相談する。 ・即、₁₎ 市へ通報 <p><家庭的保育事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・* 「特に決めていない」を選択。その上で「虐待を疑う場面に出くわしたことがない」との記述あり。 <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・₁₎ 相談・通告。全て₉₎ マニュアル化していますのでそれに沿って対応している。

回あった場合は1回とカウントした。

その結果、多く挙げた回答は、ア) 園長・主任等への報告相談(12回)、イ) 市や児童相談所への通告・相談(12回)、ウ) 全職員への周知・共有・見守り体制の確立(8回)、エ) 記録(8回)、オ) 保護者に(出来るだけ早く)話を聞く(7回)、カ) 写真を撮る(6回)、キ) 視診・身体チェック・観察(5回)、ク) ケース会議等で対応を検討する(2回) ケ) 子どもの話を聞く(1回)、コ) 日常的な保護者との関係作り(1回)、サ) チェックリストの活用、シ) マニュアル化の順であった。(Figure 8 参照)。

Figure 8 具体的な園の対応で挙げたキーワードの分類

カテゴリー	出現した回数
ア) 園長・主任等へ報告・相談	12回
イ) 市や児童相談所へ通告・相談	12回
ウ) 全職員への周知・共有・見守り体制の確立	8回
エ) 記録	8回
オ) 保護者に(出来るだけ早く)話を聞く	7回
カ) 写真を撮る	6回
キ) 視診・身体チェック・観察	5回
ク) ケース会議等で対応を検討する	2回
ケ) 子どもの話を聞く	1回
コ) 日常的な保護者との関係作り	1回
サ) チェックリストの活用	1回
シ) マニュアル化	1回

4. 考察とまとめ

1) 平成 29、30 年度に園から児童相談所や市に通報して対応した子ども虐待ケース数

A 市には、6 種類の保育施設があるが、平成 29、30 年度に園から児童相談所や市に通報して対応した施設は、約 8 割が認可保育所であった。また、幼稚園、認可外保育施設、家庭的保育事業は二年間を通じて対応件数が 0 回であった。

この結果の背景には、無論、設置されている種別毎の総数が関連しているが、その他に自治体の特性と関連があると思われる。実際に A 市の担当課に児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 3 の 1 項(児童虐待を受けた児童等に対する支援)に基づく対応について聞いたところ、その保育施設の持つ特性を考慮して特定の園に虐待ケースの入所依頼をすることがあるということであった。しかし、現在子ども虐待はどの家庭でも起こりうることを考えると、どの保育現場においても早期発見・早期対応に向けた体制づくりが急務である。受け入れケースがない場合、施設毎による支援内容に差異が生じかねない。実際に岩清水ら(2012)は、「保育者の虐待の知識と虐待への対応の実施の観点について調査し、その対応の違いには保育者が虐待事例に関わった経験と、保育者自身の婚姻状況及び子育て経験の有無の関係において有意差がある」⁵⁾ことを明らかにしている。

加えて、「保護者対応や専門職連携についても実際の対応は一筋縄ではいかず、保育現場が苦慮することが少なくない」⁶⁾。従って保育施設として日頃から施設の対応を明確にしておくことが求められる。

2) 平成 29、30 年度に園に在籍する児童について、(近隣等から)通報があったケース数

平成 29、30 年度に園に在籍する児童について(近隣等から)通報があったケース数は合計で認可保育所が 7 園(7 件)と幼稚園 6 園(12 件)、認可外保育施設 2 園(3 件)、施設種別不

明1園(1件)であった。

幼稚園は、項目1)の園から児童相談所や市に通報して対応した子ども虐待ケース数は0件であったものの、近隣からは12件寄せられている。その後の園の対応等詳細については不明である。

3) 日頃、A市が作成した虐待チェックリストや管轄の児童相談所等が作成した子ども虐待に関するチェックリストの活用状況について

子ども虐待に関するチェックリストの活用状況について、回答数が6園以上あった施設(認可保育所、小規模保育事業、幼稚園)毎でみると「日頃からよく活用している」、「何かあれば活用している」は、認可保育所で14園(73.6%)と積極的な活用状況が見受けられたが、幼稚園は3園(50%)、小規模保育事業も3園(50%)であった。加えて回答の得られた37園のうち、15園(40%)は、「保管しているがほとんど活用していない」、「存在すら知らず園にあるか分からない」と回答している。

石川・灰谷(2013)は、「B市の児童虐待発見ツールとなる自治体既存の児童虐待チェックシートを「見たことがない」と回答した保育現場職員が全体の40.8%いた⁷⁾」としている。本研究においてもこうした先行研究と同様の結果が得られた。

加えて、灰谷(2017)は、「保育現場と他機関の2つの視点を統合させたアセスメントシートを作成し、活用を試行したところ保育現場内や他機関との間でこれまで以上に情報共有が図られた⁸⁾」としている。虐待の発見はより早期の対応が子どもの心身へのダメージの軽減につながる。一方で保護者への確認や対応は、保護者とのトラブルにも発展しかねず難しい対応が求められる。従って、保育者は、可能な限り客観的な事実を積み上げる必要があり、その点からもチェックシートの活用は欠かせない。しかし、本研究においても、先行研究においても保

育現場における児童虐待チェックリストの活用は十分とは言えない。保育現場における虐待防止チェックリスト活用の必要性を高めていくことが一定の支援の質を保つための標準化に向けた一つの手立てとなることが示唆される。

4) 子ども虐待の発見や対応に関する研修参加や学習会の開催状況と保育施設内での記録用紙の整備

子ども虐待の発見や対応に関する研修参加や学習会の開催状況については、認可保育所で「よく行っている」、「ある程度行っている」と回答した園が17園(89.4%)と高い割合であった。加えて小規模保育事業では3園(50%)、認可外保育施設でも3園(100%)という結果であった。一方で幼稚園は、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した園が5園(83.3%)で、認可保育所とほぼ逆の結果となっている。同様に記録用紙の整備に関しても認可保育所では16園(84.2%)が「よく行っている」、「ある程度行っている」と回答しているのに対し、幼稚園では5園(83.3%)が「あまりしていない」、「全くしていない」と回答している。

今回の調査結果では、十分な回収率が得られず結果についての十分な妥当性が保てていない。幼稚園の回収率は40%と全体の半分以下であり、幼稚園全体の傾向を示す結果とは到底言えない。しかし、子ども虐待の防止や予防に向けた日頃の取り組みで認可保育所と幼稚園で逆の結果が得られたことは、施設の種別による何らかの要因が影響している可能性もあり、これについては今後の検討課題とし、要因を明らかにしていきたい。特に記録については、虐待発見後の大切な証拠となりうる。種別に関わらずどの保育現場においても整備されている必要がある。

5) 子ども虐待を疑う場面での初期対応について、園内で統一している対応方法や決まり事の有無について

「統一している対応方法や決まり事がある」と回答した園は、20園（54%）、他方「特に決めていない」と回答した園は16園（43.2%）、無回答の園が1園（2.7%）であった。この項目においても、幼稚園の回答結果は、「特に決めていない」が5園（83.3%）であった。

次に、自由記述からキーワードを挙げ、カテゴリごとに分類したところ、園長・主任等への報告相談（12回）、市や児童相談所への通告・相談（12回）、全職員への周知・共有・見守り体制の確立（8回）、記録（8回）、保護者に（出来るだけ早く）話を聞く（7回）、写真を撮る（6回）視診・身体チェック・観察（5回）、ク）ケース会議等で対応を検討する（2回）と複数の回答があった。

園長・主任等への報告相談、市や児童相談所への通告・相談、全職員への周知・共有・見守り体制の確立というキーワードの割合が多かったことは、保育現場において保育者個人や園で抱え込まず、園長・主任をはじめとして組織的に対応していること、加えて関係機関と連携して対応していることが示唆された。ただ、アンケート結果全体の回答率が低いことから、施設種別毎の正確な比較が困難であった。

一方でチェックリストを活用した対応は1回と少なかった。さらに先述した灰谷（2017）のアセスメントシートを活用した取り組みや、あるいは笠原（2016）が提示している関係機関の連携で「個別の支援計画書」を策定した実践に関するキーワードはなかった。

杉野（2019）は、「保育現場の保育者がソーシャルワークについてどのように認識しているかについて調査している。その結果、現場保育者のソーシャルワークの認知度が4割であった」ことを明らかにしている⁹⁾。子ども虐待ケースへの対応は、背景にある保護者や家庭の抱える課題と密接に関連し、長期的に取り組む場合が多

い。従って組織的な対応や関係機関と連携した支援が浸透してきた保育現場に、今後さらに先行研究で示されたアセスメントシートや個別の支援計画書を活用した保育ソーシャルワークの実践が求められる。

5. 本研究の限界と今後の課題

最後に、本研究では、十分な回収率が得られなかったことで結果における妥当性や信頼性を担保することができなかった。このことは本研究の限界であり、今後継続して保育施設の種別による子ども虐待の予防や防止に向けた取り組みや対応の違いについて、研究調査の妥当性や信頼性を高めていく必要がある。

次に今後の課題としては、保育現場の標準的な対応を確立するために、本研究結果から示唆されたアセスメントシートや個別の支援計画書を基盤とした保育ソーシャルワークの実践に対する認識や理解を一層深める取り組みが求められる。実際に現場で直面する保護者対応の困難さも含め、具体的な研修内容を検討する必要があると思われる。

謝 辞

本研究調査にご協力いただいたA市子育て支援担当課及び保育現場の皆様へ、深く感謝申し上げます。

【引用文献】

- 1) 厚生労働省報道発表資料 2019年8月「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）、平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び「通告受理後48時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果」
www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html（最終閲覧：2019年10月6日）
- 2) 「平成29年度福祉行政報告例の概況」（厚生労働省）

- www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html (最終閲覧: 2019年10月6日)
- 3) 「保育現場におけるソーシャルワーク実践について～児童虐待対応を中心に、福祉行政報告例からの考察～」 灰谷和代 日本社会福祉学会第64回大会要旨
 - 4) 保育所保育指針(厚生労働省, 2008)と幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2014)
 - 5) 「子ども虐待に関する保育士・幼稚園教諭の知識と対応行動」岩清水伴美、中野照代、飯田澄美子 小児保健研究第71巻 第2号 2012 (273-281)
 - 6)、10) 「子ども虐待ケースにおける専門職連携に関する課題の検討Ⅱ—保育現場が求める専門職の役割」今井大二郎 聖セシリア女子短期大学紀要第44号 2019年3月 pp11-22
 - 7) 「保育現場における児童虐待の早期発見と初期対応について—A市内の保育施設職員へのアンケート調査からチェックシートへの考察—」 灰谷和代 日本社会福祉学会第61回秋季大会要旨集 2013年 pp57, 58
 - 8) 「保育現場における児童虐待アセスメントシート作成の試み: 他機関との連携を意識して」 灰谷和代 保育ソーシャルワーク学研究 日本保育ソーシャルワーク学会紀要委員会編 (3): 2017, p.5-20
 - 9) 「保育者のソーシャルワークに関する意識調査からの一考察」 杉野寿子 福岡県立大学人間社会学部紀要 2019, Vol.27, No.2, 89-98
- ブック』 日本保育ソーシャルワーク学会編著 風鳴舎 2017年 10月
- ・『子ども虐待対応の手引き～平成25年8月厚生労働省の改正通知～』(福)恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所編 有斐閣 2014年4月
 - ・『子ども虐待と保育園～事例研究と対応のポイント～』 保育と虐待対応事例研究会編 ひとなる書房 2008年7月

【参考文献】

- ・『保育者のための子ども虐待対応の基本—事例から学ぶ「気づき」のポイントと保育現場の役割』 保育と虐待対応事例研究会編著 ひとなる書房 2019年3月
- ・『保育ソーシャルワーカーのおしごとガイド